

令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査

審査結果及び所見一覧【詳細版】

No.	団体名	審査所見
1	認定特定非営利活動法人 日本ブラインドマラソン協会	<p>【要改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査項目8 年齢制限の定めがあり、その規定に違反する役員が存在する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 ・ 審査項目9 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（1）理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。 （2）最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2期分）を合わせて定めている。 ・ 審査項目10 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（1）役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。 （2）役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。 （3）役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。 ・ 審査項目21 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（1）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。 ・ 審査項目33 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(4)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（4）通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 ・ 審査項目35 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（2）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 ・ 審査項目36 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（1）処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。 ・ 審査項目39 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（2）危機管理マニュアルを策定している。

令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査

審査結果及び所見一覧【詳細版】

No.	団体名	審査所見
2	一般社団法人日本CPサッカー協会	<p>【要改善事項】</p> <p>・ 審査項目2 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (1) 人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p> <p>・ 審査項目3 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (1) 人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。</p> <p>・ 審査項目6 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (1) アスリート委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的を開催している。 (2) アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。 (3) アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。</p> <p>・ 審査項目14 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。</p> <p>・ 審査項目20 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的を開催している。 (2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。</p> <p>・ 審査項目31 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (2) 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。</p> <p>・ 審査項目32 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (1) 利益相反ポリシーを作成している。</p> <p>・ 審査項目39 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準： (1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。</p>

令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査

審査結果及び所見一覧【詳細版】

No.	団体名	審査所見
3	一般社団法人日本パラ水泳連盟	<p>【好事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目1、2 <p>中・長期計画の策定にあたって、会員のアンケートを実施し、幅広く意見を聴取しているほか、各項目について2028年、2032年の具体的または定量的な目標を設定し、目標達成に向けたアクションプランを検討していることは、ガバナンス強化の好事例である。</p>
4	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	<p>【好事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目1 <p>各種ステークホルダーに対し幅広く意見聴取を行い、具体的なアクションプランを明示していることは他の中央競技団体にとって参考となり、好事例に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目17 <p>代表選手選考にあたり、選考プロセスに外部有識者が関与し、選考の公平性を担保していることは、ガバナンス強化の好事例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目43 <p>2か月に1度「ブロック・専門部・委員会責任者会議/ブロック長会議」を開催し、地方組織の声を吸い上げるよう努めていることは、ガバナンス強化の好事例である。</p> <p>【要改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目2 <p>1巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。</p> <p>審査基準： (1) 人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>
5	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会	<p>【好事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目1、2、3 <p>中長期計画の策定にあたって、外部専門家にアドバイスを求めながら、2020年の中長期計画を検証・見直し、現時点の実数値に基づき、課題解決のための具体的・現実的な計画を掲げていることは、ガバナンス強化の好事例である。</p>
6	公益財団法人日本障害者スキー連盟	該当なし
7	一般社団法人日本車いすカーリング協会	<p>【好事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目29 <p>強化指定コーチ・スタッフ、日本代表帯同コーチの選考についても規定を設けている点は、ガバナンス強化の好事例である。</p>

令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査

審査結果及び所見一覧【詳細版】

No.	団体名	審査所見
8	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会	<p>【要改善事項】</p> <p>・審査項目3 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 財務の健全性確保に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p> <p>・審査項目14 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。</p> <p>・審査項目20 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的を開催している。</p> <p>・審査項目35 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(4)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。</p>
9	認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本	該当なし
10	一般社団法人日本デフ陸上競技協会	該当なし
11	一般社団法人日本デフバドミントン協会	<p>【要改善事項】</p> <p>・審査項目33 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)~(5)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。</p> <p>・審査項目34 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。</p> <p>・審査項目39 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)~(4)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。</p>